

○. 塩化ビニル製建設資材の表示の標準となるべき事項を定める省令の一部改正について

○概要

塩化ビニル製建設資材の一部である塩化ビニル製壁紙（以下「壁紙」という。）は、資源の有効な利用の促進に関する法律の指定表示製品に位置付けられており、これの製造する事業者及び自ら輸入し販売する事業者は、使用済みとなった壁紙のリサイクルを促進するため、分別回収をするための表示を行うことが義務付けられている。その表示方法については、塩化ビニル製建設資材の表示の標準となるべき事項を定める省令（以下「省令」という。）において、壁紙の裏面に一定の表示をするよう規定されている。これは、意匠性等への配慮から壁紙の表面への表示が困難と想定されたためである。

しかし、輸入された壁紙については、現行の表示方法での表示をすることが困難であり、現行の表示方法の見直しの検討を行った。

- ①我が国向け製品の数量が少ないため、生産国現地での製造ラインにおいて表示をすることが困難
- ②壁紙を輸入した後に国内で表示することが困難
 - ・裏面に粘着材が付いている製品が多いため、裏面に表示（印刷）することが困難
 - ・国産品と比べて輸入品は肉厚が薄いため、裏面へのラベルの貼付は凹凸が生じ意匠性の観点から実施が困難

具体的には、現行省令に規定する塩化ビニル製の床材の表示方法と同様に、壁紙の表示方法として「その表面に、居室、廊下等の区画ごとに、一箇所以上ラベルをはり、又は刻印する方法」を追加することが妥当であるかという観点で検討を行った。

検討の結果、当該方法は、ラベルでの表示は壁紙の寿命と同程度の耐久性を有する接着が可能であること等から、表示の観点から有効であり、また、壁紙の表面であってもその意匠性を害さない箇所へ表示することによって対応が可能であることが判明したこと等から、関係事業者の理解及び協力が得られることとなったため、実効性の観点からも問題はないという結論が得られた。

以上のことから、壁紙についての表示方法として、「その表面に、居室、廊下等の区画ごとに、一箇所以上ラベルをはり、又は刻印する方法」を追加するために、省令の一部を改正することとする。

《識別表示》

∞ P V C

《参照条文》

○塩化ビニル製建設資材の表示の標準となるべき事項を定める省令（抜粋）

（遵守事項）

第二条 法第二十四条第一項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項は、塩化ビニル製建設資材を製造する事業者及び自ら輸入した塩化ビニル製建設資材を販売する事業者について、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 別表の上欄の指定表示製品の区分ごとに、別記様式に基づき、それぞれ、同表の中欄に定める大きさ以上の大きさの文字及び記号を用いて、同表の下欄に定める表示の方法により、表示をすること。
- 二 表示を構成する文字及び記号は、塩化ビニル製建設資材の模様及び色彩と比較して容易に識別できること。
- 三 第一号に規定する表示に装飾を施すに当たっては、前号に反しないものとする。

別表（第二条関係）

指定表示製品の区分	文字及び記号の大きさ	表示の方法
一～四 (略)	(略)	(略)
五 <u>塩化ビニル製の 壁紙</u>	二十ポイント	<u>その裏面に、面積一平方メートルごとに、一箇所以上、印刷し、又はラベルをはること。</u>

※下線は関係部分

《表示イメージ》

